

議案第106号

大阪州市税条例等の一部を改正する条例案

(大阪州市税条例の一部改正)

第1条 大阪州市税条例（平成29年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改め、同条第2項中「第7項及び第12項」を「第6項及び第11項」に改める。

第33条第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第35条の見出しを「(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)」に改め、同条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第36条の見出しを「(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」及び第3号を削り、第4号を第3号とする。

第55条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第73条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に改め、「これを」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第73条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「登録されている」を「登録がされている」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項の

次に次の1項を加える。

- 5 相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。この場合において、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第74条中「所有者」を「所有者（法第384条の3に規定する現所有者（第101条の2及び第102条において「現所有者」という。）を除く。）」に改める。

第80条の見出しを「（固定資産税の課税標準の特例）」に改める。

第92条第2項第1号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第101条の次に次の1条を加える。

第101条の2 現所有者は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 現所有者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (2) 固定資産の種類及び所在
- (3) その他市長が必要と認める事項

第102条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に改める。

第130条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第155条第2項中「第8項及び第9項」を「第9項及び第10項」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合を

いう。次項において同じ。)」に、「。以下この条」を「。以下この項」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第17条第11項中「第19項」を「第20項」に改め、同条中第24項を第25項とし、第17項から第23項までを1項ずつ繰り下げ、第16項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第30項第2号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第37条第4項中「令和2年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附則第39条第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

第2条 大阪市市税条例の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改め、同項第2号中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第3項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条中第6項及び第7項を削り、同条第8項中「納期限、」を「納期限又は」に改め、「又は第6項に規定する日」を削り、「、第4項又は第6項」を「又は第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第9項を第7項とする。

第17条第5項中「第55条第7項から第9項まで」を「第55条第6項から第8項まで」

に改める。

第18条第3項の表第23条第2項第1号及び第3号の項中「及び第3号」を削り、同表第23条第2項第2号の項中「これらの」を「当該」に改め、同表第23条第5項から第7項までの項中「から第7項まで」を「及び第6項」に改める。

第23条第2項第2号中「又は同条第3項の規定により納付する法人」を削り、「これらの法人の同条第2項に規定する連結事業年度開始の日から6月」を「当該法人の同項」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改め、同条第4項中「から第3号まで」を「及び第2号」に改め、同条中第7項を削る。

第27条第2項中「の規定により申告納付するものにあつては同項」及び「、同条第4項の規定により申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在」を削る。

第38条第5項第1号中「第55条第7項及び第10項」を「第55条第6項及び第9項」に改め、同条第9項中「第55条第9項」を「第55条第8項」に改める。

第55条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「又は各連結事業年度」を削り、「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、同条第3項中「又は各連結事業年度」を削り、「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条中第6項を削り、同条第7項中「第321条の8第42項」

を「第321条の8第52項」に、「第9項」を「第8項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第8項を第7項とし、同条第9項中「第7項本文」を「第6項本文」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「第7項」を「第6項」に、「第75条の4第2項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第75条の4第2項」を「第75条の5第2項の規定により同項」に改め、「若しくは同法第81条の24の3第1項」を削り、「同法第75条の4第3項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。第14項において同じ。）」を「同条第3項」に、「同法第75条の4第1項」を「同条第1項」に改め、「又は同法第81条の24の3第1項の規定により指定する期間（同条第2項において準用する同法第75条の4第5項の規定により当該期間として当該指定があったものとみなされた期間を含む。）」を削り、同項を同条第9項とし、同条第11項中「第321条の8第4項、第19項及び第23項」を「第321条の8第31項及び第35項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に、「第7項」を「第6項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項前段」を「第9項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第7項」を「第6項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「第10項後段」を「第9項後段」に、「第12項」を「第11項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第7項」を「第6項」に改め、同項を同条第13項とする。

第130条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第4条第2項及び第5条中「及び第6項」を削り、「これら」を「同項」に改める。

附則第9条中「又は各連結事業年度分」を削る。

附則第10条第1項中「又は個別帰属法人税額」、「又は連結事業年度分」及び「又は各連結事業年度分」を削り、同条第2項中「、同条第4項の規定によって申告納付す

るものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在」を削り、同条第3項中「又は個別帰属法人税額」を削る。

附則第15条第1項中「附則第8条の2の2第7項」を「附則第8条の2の2第4項」に、「認定地方公共団体（同条第1項に規定する認定地方公共団体をいう。第3項において同じ。）」を「同条第1項に規定する認定地方公共団体」に、「特定寄附金（同条第1項）を「特定寄附金（同項）」に、「第22項又は第23項」を「第34項又は第35項」に改め、同条第2項中「同条第22項若しくは第23項」を「同条第34項若しくは第35項」に、「附則第8条の2の2第8項」を「附則第8条の2の2第5項」に改め、同条中第3項から第5項までを削る。

附則第45条第2項中「第2項第4号」を「第2項（第3号に係る部分に限る。）」に改める。

（大阪州市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 大阪州市税条例の一部を改正する条例（令和元年大阪市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第57条第1項第4号の改正規定中「又は寡夫」を「寡夫」に、「寡夫又は単身児童扶養者」を「ひとり親」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中大阪州市税条例第130条第2項の改正規定及び附則第18項の規定 令和2年10月1日
 - (2) 第1条中大阪州市税条例第74条の改正規定、第101条の次に1条を加える改正規定及び第102条第1項の改正規定並びに附則第15項、第16項及び第21項の規定 令和2年11月1日
 - (3) 第1条中大阪州市税条例第25条、第33条第1項ただし書、第92条第2項第1号及

び附則第4条の改正規定並びに次項、附則第4項、第5項及び第14項の規定 令和3年1月1日

(4) 第2条中大阪市市税条例第130条第2項ただし書の改正規定及び附則第19項の規定 令和3年10月1日

(5) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第9項及び第10項の規定 令和4年4月1日

(6) 第1条中大阪市市税条例附則第39条第3項の改正規定 市長が定める日
(延滞金に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の大阪州市税条例（以下「令和2年新条例」という。）附則第4条の規定は、前項第3号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。
(市民税に関する経過措置)

3 別段の定めがあるものを除き、令和2年新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 令和2年新条例第25条及び第33条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

5 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る令和2年新条例第33条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である法第294条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

6 令和2年新条例第35条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」とい

う。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

7 令和2年新条例第36条第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する令和2年新条例第36条第1項に規定する申告書について適用する。

8 令和2年新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

9 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第5号に掲げる規定による改正後の大阪州市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下「5号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下「所得税法等改正法」という。)第3条の規定(所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(以下「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。)が5号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

10 5号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び5号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、附則第1項第5号に掲げる規定による改正前の大阪州市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、なおその効力を有する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 11 別段の定めがあるものを除き、令和2年新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 12 令和2年新条例第73条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 13 令和2年新条例第73条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 14 令和2年新条例第92条第2項第1号の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 15 令和2年新条例第101条の2の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）以後に、令和2年新条例第74条に規定する現所有者（以下「現所有者」という。）であることを知った者について適用する。
- 16 2号施行日前に現所有者であることを知った者については、第1条の規定による改正前の大阪市市税条例第74条の規定は、なおその効力を有する。
- 17 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された令和2年新条例附則第17条第11項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税に係る同条第17項の規定の適用については、同項中「4分の3」とあるのは「3分の2」とする。
- （市たばこ税に関する経過措置）
- 18 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。
- 19 附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。
- （都市計画税に関する経過措置）
- 20 令和2年新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例

による。

(罰則に関する経過措置)

- 21 附則第1項第2号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和2年5月14日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

地方税法等の一部改正に伴い、市税に係る延滞金の割合の特例措置を改め、個人の市民税について給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族に係る申告書の記載事項を改め、固定資産税について固定資産の所有者の存在が不明である場合にその使用者を所有者とみなして課税する措置を講じ、市たばこ税について葉巻たばこの課税標準を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市市税条例 (抄)

(第 1 条による改正関係)

(所得控除)

第25条 所得割の納税義務者が法第314条の 2 第 1 項各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、同項及び同条第 3 項から第12項までの規定により、雑損控除額、医療
第11項

費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配
寡婦控除額、ひとり親控除額

偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

2 前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者については、法第314条の 2 第 2 項、第 7 項及び第12項の規定により、その者の前年の所得につい
第 6 項 第11項

て算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から基礎控除額を控除する。

(市民税の申告等)

第33条 第17条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3月15日までに、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「総務省令」という。)で定めるところにより、法第317条の 2 第 1 項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第38条第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下この節においてこれらを「給与」という。)又は所得税法第35条第 3 項に規定する公的年金等(以下この節において「公的年金等」という。)の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金

等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（同法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損

第4項

控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第29条第1項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）並びに前年の合計所得金額が第19条に定める金額以下である者（法第313条第3項、第4項、第8項又は第9項の規定の適用を受けようとする者を除く。）については、この限りでない。

2-8 省 略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）
扶養親族申告書

第35条 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)-(2) 省 略

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) 省 略

(3)

2-5 省 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

扶養親族申告書

第36条 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）の支払を受ける第17条第1項第1号に掲げる者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)-(2) 省 略

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) 省 略

(3)

2-5 省 略

(法人の市民税の申告納付等)

第55条 省 略

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、各事業年度又は各連結事業年度において租税特別措置法第66条の7 第4項及び第10項又は第68条の91 第4項及び第10項の規定の適用を受
第5項 第11項

ける場合には、法第321条の8第24項に規定するところにより、控除すべき額を当該事業年度又は連結事業年度の前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除

する。

3-14 省 略

(固定資産税の納税義務者等)

第73条 省 略

- 2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（区分所有に係る家屋（法第341条第12号に規定する区分所有に係る家屋をいう。以下同じ。）については、当該家屋に係る建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項の区分所有者とする。以下この節において同じ。）として登記又は登録されている 者をいう。この場合において、**登録がされている**

所有者として登記又は登録されている 個人が賦課期日前に死亡しているとき若し**登録がされている**

くは所有者として登記又は登録されている 法人が同日前に消滅しているとき又は**登録がされている**

所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 省 略

- 4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によって不明である**により**

場合には、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。この場合において、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

- 5 相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。この場合において、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、そ

の旨を当該使用者に通知しなければならない。

5 農地法（昭和27年法律第229号）第45条第1項若しくは農地法等の一部を改正する
6

法律（平成21年法律第57号）附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農地法第78条第1項の規定によって農林により

水産大臣が管理する土地又は旧相続税法（昭和22年法律第87号）第52条、相続税法（昭和25年法律第73号）第41条若しくは第48条の2、所得税法の一部を改正する法律（昭和26年法律第63号）による改正前の所得税法第57条の4、戦時補償特別措置法（昭和21年法律第38号）第23条若しくは財産税法（昭和21年法律第52号）第56条の規定に

よって国が収納した農地については、買収し、又は収納した日から国が当該土地又はより

農地を他人に売り渡し、その所有権が売渡しの相手方に移転する日までの間はその使用者をもって、その日後当該売渡しの相手方が登記簿に所有者として登記される日までの間はその売渡しの相手方をもって、それぞれ第1項の所有者とみなす。

6 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（農住組合法（昭和55年法律第86号）第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る
7

和55年法律第86号）第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る

土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地そ
により

の他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」という。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するも
により

の（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による
登録がされている

土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

7 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定によって使用する埋立
8 により

地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による通知前の埋立地
により

等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場

合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定によって使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋
により

立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によって使用
により

し、又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等にあつては、都道府県等
により

又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で政令で定めるものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。

8-9 省 略
9 10

（土地又は家屋を現に所有している者の申告）

第74条 前条第2項後段の規定の適用を受ける所有者（法第384条の3に規定する現所有者（第101条の2及び第102条において「現所有者」という。）を除く。）は、その事由の生じた日の属する年の翌年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)–(3) 省 略

（変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準の特例）

第80条 省 略

（生活保護法の規定による生活扶助を受ける者等に対する固定資産税の減免）

第92条 省 略

2 次の各号のいずれの事由にも該当する家屋及びその敷地（所有者の居住の用に供する延べ面積が70平方メートル以下である家屋及びその敷地に限る。）に対する固定資産税については、申請に基づき、100分の50に相当する額を減額する。

(1) 賦課期日現在において、所有者が法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者、寡婦、寡夫 又は65歳以上の者であること
ひとり親

(2)～(4) 省 略

第101条 省 略

第101条の2 現所有者は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 現所有者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

(2) 固定資産の種類及び所在

(3) その他市長が必要と認める事項

（固定資産に係る不申告に関する過料）

第102条 固定資産の所有者が第99条又は 第100条の規定によって
若しくは により、又は現所有者が

申告すべき事項について正当な理由なく申告をしなかった場合に
前条の規定により

は、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 省 略

（たばこ税の課税標準）

第130条 省 略

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応

じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算する。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

省 略

3 省 略

(都市計画税の課税客体等)

第155条 省 略

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3の規定（都市計画税に係るものに限る。）の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ同条に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について第73条（第3項、第8項及び第9項を除く。）において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をい

第9項 第10項

う。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第4条 当分の間、第14条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の延滞金特例基準割合（平

前年に 租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合 均貸付割合（ に規定する平均貸付割合をいう。次項に

に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同 おいて同じ。） この項

じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては 当該特例基準割合適用年における特例基準割合 に年7.3パーセントの割合を加 その年 延滞金特例基準割合

算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては 当該特例基準割合 に年1 延滞金特例基準割合

パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2 当分の間、第14条第4項及び第6項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中 各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算し

た割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中 においては、当該特 その年

例基準割合適用年における特例基準割合 とする。 当該加算した割合

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第17条 省 略

2-10 省 略

11 法附則第15条第30項第1号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備（同項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備をいう。次項から第19項までにおいて同第20項

じ。）に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

12-16 省 略

17 法附則第15条第30項第2号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

17-24 省 略

18 25

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）

第37条 省 略

2-3 省 略

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和2年3月31日までの間に行われたものについては、令和5年3月31日

適用しない。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第39条 昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納令和5年度

税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第41条において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第41条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所

得（次条第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)－(2) 省 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の市民税に限り、**令和5年度**

所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割について準用する。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6**第35条の3**

まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4 省 略

大阪市市税条例（抄）

（第2条による改正関係）

（延滞金）

第14条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限後に税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額に、その納期限（納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。以下この項及び第3項第1号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間（次の各号に掲げる税額については、それぞれ当該各号に定める期間）については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付し、又は納入しなければならない。

- (1) 第55条第1項、第114条の5第1項、第134条、第147条第1項又は第148条第1項に規定する申告書（法第321条の8第22項及び第23項に規定する申告書を除く。）

第34項 第35項

でその提出期限後に提出したものに係る税額 省 略

- (2) 法第321条の8第22項に規定する申告書に係る税額 同項の規定により申告書を
第34項

提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提
第35項

出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限。以下この号において同じ。）

までの期間又は当該申告書を提出した日の翌日から1月を経過する日までの期間

- (3) 省 略

- 2 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に
第31項

規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告
第34項

書を提出したときは、偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8 第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に

第35項

提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

3 第1項の場合において、法第321条の8 第22項に規定する申告書（以下この項にお

第34項

いて「修正申告書」という。)の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において

第31項

「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分として政令で定める税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税その他政令で定める市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 省 略

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の

通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正
第35項

申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

4-5 省 略

6 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係(法第321条の8第4項に規定する連結完全支配関係をいう。第55条第6項において同じ。)がある連結子法人(法第321条の8第2項に規定する連結子法人をいう。第55条第6項において同じ。)(法第321条の8第4項に規定する連結申告法人に限る。第55条第6項において同じ。)は、当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第55条第6項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。以下この項及び第55条第6項において同じ。)でその適用に係るものの連結所得(法人税法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同法第81条の24第1項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

7 第3項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、第3項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税その他政令で定める市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは「当該当初申告書の提出により納付すべき税額

の納付があった日（その日が第6項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第6項の申告書の提出期限までの期間」と読み替える。

8 市長は、納税者又は特別徴収義務者が第1項に規定する納期限、第4項に規定す
6 **又は**

る日又は第6項に規定する日までに税金を納付しなかったこと又は納入金を納入し
なかったことについてやむを得ない理由があると認める場合には、申請に基づき、第

1項、第4項又は第6項の規定による延滞金額を減免することができる。
又は

9 省 略
7

(市民税の納税義務者等)

第17条 省 略

2-4 省 略

5 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下この節において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第55条第7項から第9項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する
第6項 第8項

規定を適用する。

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第18条 省 略

2 省 略

3 前2項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右

欄に掲げる字句とする。

省 略	省 略	省 略
第23条第2項第 1号及び第3号	省 略	省 略
第23条第2項第 2号	<u>これらの法人</u> 当該	<u>これらの法人に係る固有法人</u> 当該
第23条第5項か 及 ら第7項まで び第6項	省 略	省 略

(法人の均等割の税率)

第23条 省 略

2 法人の均等割の税率は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める日現在における税率による。

(1) 省 略

(2) 法第321条の8第2項の規定により申告納付する法人又は同条第3項の規定により納付する法人 これらの法人の同条第2項に規定する連結事業年度開始の日か
当該法人の同項

ら6月の期間の末日

(3) 法第321条の8第4項の規定により申告納付する法人 当該法人の同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日

(4) 省 略

(3)

3 第1項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、前項第1号の法人税額の課税標

準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号若しくは同項第2号の期間又は同項第3号

号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において区内に事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定する。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 第1項の場合において、第2項第1号から第3号までに掲げる法人の従業者数の合及び第2号

計数は、それぞれこれらの号に定める日現在における従業者数の合計数による。

5－6 省 略

7 第2項第3号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは「第2項第3号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

(法人税割の税率)

第27条 省 略

2 法人税割の税率は、法第321条の8第1項の規定により申告納付するものにあつては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第4項の規定により申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における税率による。

(給与支払報告書等の提出義務)

第38条 省 略

2－4 省 略

5 第1項又は第3項の規定により給与支払報告書を提出する義務がある者で、当該給与支払報告書の提出期限の属する年において所得税法第226条第1項に規定する源泉

徴収票について同法第228条の4第1項の規定の適用を受けるものは、第1項又は第3項の規定にかかわらず、当該給与支払報告書に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項（第2号及び第7項において「給与支払報告書記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかにより市長に提供しなければならない。

(1) 総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織（法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。次項第1号、第55条第7項及び第10項において同じ。）を使用し、かつ、地方税共同機構（以下「機構」という。）を經由して行う方法

(2) 省 略

6－8 省 略

9 第5項（第1号に係る部分に限る。）又は第6項（第1号に係る部分に限る。）の規定により行われた記載事項の提供は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第55条第9項において同じ。）に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

（法人の市民税の申告納付等）

第55条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、**第**

4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、**第4**
31項 第34項 第35項 第31

項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限まで
項 第35項

に、同条**第22項**の申告納付にあつては遅滞なく、総務省令で定める様式により、市長
第34項

に提出するとともに、その申告に係る市民税額又は同条第1項後段及び第3項の
第2項後段

規定により提出があったものとみなされる申告書に係る市民税額を納付しなければならない。

- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、各事業年度又は各連結事業年度において租税特別措置法第66条の7 第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受
第4項 第10項

ける場合には、法第321条の8 第24項に規定するところにより、控除すべき額を当該
第36項

事業年度又は連結事業年度の前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

- 3 内国法人が、各事業年度又は各連結事業年度において租税特別措置法第66条の9の
3 第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場
第3項 第9項

合には、法第321条の8 第25項に規定するところにより、控除すべき額を当該事業年
第37項

度又は連結事業年度の第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

- 4 内国法人又は外国法人が、法第321条の8 第26項に規定する外国の法人税等を課さ
第38項

れた場合には、同項に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

- 5 省 略

- 6 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連

結子法人については、同項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第13条の規定を適用する。

7 法第321条の8 第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、
6 **第52項**

同項の規定による申告書（以下この条において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又は納税申告書に法若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び次項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の市民税の申告については、第1項の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第9項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載す
第8項

べきものとされ、若しくは記載されている事項（以下この項及び次項において「添付書類記載事項」という。）を、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の総務省令で定める記録用の媒体を市長に提出する方法により、行うことができる。

8 省 略
7

9 第7項本文の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1
8 **第6項**

号の機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

10 第7項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手
9 **第6項**

続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項（同法第81条の24の3第2項において準用する**第75条の5第2項の規定により同項**

場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第7項の内国法人が、同条第1**第6項**

項若しくは同法第81条の24の3第1項の承認を受け、又は同法第75条の4第3項（同**同条第3項**

法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。第14項において同じ。）の却下の処分を受けていない旨を記載した総務省令で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が同法第75条の4第1項の規定により指定する期間（同条第**同条第1項**

5項の規定により当該期間として当該指定があったものとみなされた期間を含む。）又は同法第81条の24の3第1項の規定により指定する期間（同条第2項において準用する同法第75条の4第5項の規定により当該期間として当該指定があったものとみなされた期間を含む。）内に行う**第7項**の申告についても、同様とする。
第6項

11 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けること
10

が必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他総務省

令で定める事項を記載した申請書に総務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前まで（同項に規定する理由が生じた日が第1項の規定による申告書（法第321条の8第1項の規定による申告書（法人税法第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、当該申告書の提出期限までに提出すべきものに限る。）並びに法第321条の8第4項、第19項及び第23項の規定による申告書第31項 第35項

書に限る。）の提出期限の15日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで）に、これを市長に提出しなければならない。

12 第10項の規定の適用を受けている内国法人は、第7項の申告につき第10項の規定の
11 第9項 第6項 第9項

適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

13 第10項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8 第51項の処
12 第9項 第61項

分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第10項前段の期間内に行う第7項の申告については、第10項前段の規定第9項 第6項 第9項

定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

14 第10項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第12項の届出書の提出又は
13 第9項 第11項

法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準
第75条の5

用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があっ

た日の翌日以後の第10項後段の期間内に行う第7項の申告については、第10項後段の
第9項 **第6項** **第9項**

規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(たばこ税の課税標準)

第130条 省 略

- 2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算する。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻
1グラム

たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。
1本

省 略

3 省 略

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第4条 省 略

- 2 当分の間、第14条第4項及び第6項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算し
同項

た割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

(法人の市民税の法人税割の納期限の延長に係る延滞金の特例)

- 第5条 当分の間、租税特別措置法第66条の3に規定する期間に相当する期間として政令で定める期間内は、政令で定めるところにより、第14条第4項及び第6項に規定す

る延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわ
同項

らず、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められ
る商業手形の基準割引率の引上げに応じ、年12.775パーセントの割合の範囲内で定め
る割合とする。

（法人の市民税の法人税割の税率の特例）

第9条 次の各号に掲げる各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第
27条第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 令和元年10月1日以前に開始し、かつ、令和2年4月1日以後に終了する各事業年
度分又は各連結事業年度分 省 略

(2) 令和元年10月1日以後に開始し、かつ、令和7年3月31日までに終了する各事業
年度分又は各連結事業年度分 省 略

（中小法人等に対する法人の市民税の課税の特例）

第10条 資本金の額若しくは出資金の額が100,000,000円以下の法人又は資本若しくは
出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除き、第17条第5項に規定する
人格のない社団等を含む。）で、法人税額又は個別帰属法人税額（市内及び他の市町
村において事務所又は事業所を有する法人については法第321条の13第1項の規定に
より関係市町村に分割される前の額による。以下この条において同じ。）が年20,000,
000円以下であるものに対する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額は、
次の各号に掲げる各事業年度分又は各連結事業年度分に限り、当該各号に定める額と
する。ただし、法第321条の8第1項に規定する予定申告法人及び清算中の法人につ
いては、この限りでない。

(1) 令和元年10月1日以前に開始し、かつ、令和2年4月1日以後に終了する各事業年
度分又は各連結事業年度分 省 略

(2) 令和元年10月1日以後に開始し、かつ、令和7年3月31日までに終了する各事業
年度分又は各連結事業年度分 省 略

- 2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額若しくは出資金の額が100,000,000円以下であるかどうか又は資本若しくは出資を有しないかどうかの判定は、法第321条の8第1項の規定により申告納付するものにあつては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第4項の規定によって申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在による。
- 3 法人税額又は個別帰属法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「年20,000,000円」とあるのは「20,000,000円を12で除して得た額に当該法人税額又は個別帰属法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて計算した金額」とする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(法人の市民税の特定寄附金税額控除)

第15条 法人税法第121条第1項（同法第146条第1項において準用する場合を含む。）

の承認を受けている法人が、法附則第8条の2の2 第7項に定めるところにより、
第4項

認定地方公共団体（同条第1項に規定する認定地方公共団体をいう。第3項において同じ。）に対して特定寄附金（同条第1項に規定する特定寄附金をいう。以下この条
同項

において同じ。）を支出した場合には、同項に規定する寄附金支出事業年度の法第321条の8第1項（同項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。）、第22項又は第23項
第34項 第35項

の規定により申告納付すべき市民税の法人税割額から、法附則第8条の2の2 第7項
第4項

に規定するところにより控除すべき額を控除する。

- 2 前項の規定は、法第321条の8第1項の規定による申告書（前項の規定により控除を受ける金額を増加させる同条第22項若しくは第23項の規定による申告書又は法第
第34項 第35項

20条の9の3第3項の規定による更正請求書を提出する場合には、当該申告書又は更正請求書を含む。)に、前項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除する金額の計算の基礎となる特定寄附金の額の限度は、法附則第8条の2の2第8項に定めるところによる。

第5項

3 連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は当該連結親法人との間に法附則第8条第3項に規定する連結完全支配関係がある連結子法人（同項に規定する連結子法人をいう。次項において同じ。）（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。）が、法附則第8条の2の2第9項に定めるところにより、認定地方公共団体に対して特定寄附金を支出した場合には、同条第3項に規定する寄附金支出連結事業年度の法第321条の8第4項、第22項又は第23項の規定により申告納付すべき市民税の法人税割額から、法附則第8条の2の2第9項に規定するところにより控除すべき額を控除する。

4 前項の規定は、次に掲げる連結親法人又は連結子法人については、適用しない。

- (1) 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人
- (2) 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人
- (3) 清算中の連結子法人

5 第3項の規定は、法第321条の8第4項の規定による申告書（第3項の規定により控除を受ける金額を増加させる同条第22項若しくは第23項の規定による申告書又は法第20条の9の3第3項の規定による更正請求書を提出する場合には、当該申告書又は更正請求書を含む。）に、第3項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類と

して総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除する金額の計算の基礎となる特定寄附金の額の限度は、法附則第8条の2の2第11項に定めるところによる。

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る特例)

第45条 省 略

- 2 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項の登記をしていないもの（認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人に該当するものに限る。）については、法人税法第2条第6号の公益法人等とみなして、第23条第1項及び第2項第4号 の規定を適用する。
(第3号に係る部分に限る。)

3-5 省 略

大阪市市税条例の一部を改正する条例（令和元年大阪市条例第21号）（抄）

（第3条による改正関係）

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

省 略

第57条第1項第2号及び第3号中「1,700,000円」を「1,800,000円」に、「2,100,000円」を「2,200,000円」に、「2,500,000円」を「2,600,000円」に改め、同項第4号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改め、同号ア中「1,300,000円」を「1,400,000円」に改め、
ひとり親

円」に改め、同号イ中「1,350,000円」を「1,450,000円」に改める。

省 略